

**副本**

平成16年(行ウ)第497号 公金支出差止(住民訴訟)請求事件

原告 深澤洋子外43名

被告 東京都知事外4名

証拠説明書

(2123-212704)

平成20年6月10日

東京地方裁判所民事第3部 御中

被告ら訴訟代理人 弁護士

橋本



被告ら指定代理人

和久井 孝太郎



同

本多 教義



同

小松 弘尚



被告東京都知事及び東京都都市整備局総務部企画経理課長

指定代理人

奥 秋 聡 克



同

青 山 繁



同

高 田 治 朗






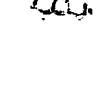


被告東京都知事及び東京都建設局総務部企画計理課長

指定代理人

加 藤 恭 文




同	植村敦子	
同	高島泰法	
同	赤山貴大	
同	長島修一	
同	岡上樹	
同	丸山健一	

被告東京都財務局経理部総務課長指定代理人

関 

被告東京都水道局長指定代理人

細川善樹 

同 徳永宏幸 

同 藤代将彦 

同 牧田嘉人 

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作成者	立証趣旨
乙123	陳述書	原本	H20.6.10	牧田嘉人	水道事業において水源確保は重要であり、首都東京における安定給水を確保するために、東京都の将来の水道需要量、将来保有する水源量に加えて、現在保有する水源の問題点、渇水に対する安全度の水準、近年の少雨傾向による水道供給能力の低下等の各要素を総合的に勘案すれば、八ッ場ダムによって水源を確保する必要があること。
乙124	水道施設設計指針 (2000年版) (抜粋)	写し	H12.3.31	社 団 法 人 日 本 水 道 協 会	① 施設整備計画の策定にあたっては、国や自治体が策定する長期的な地域・社会整備方針などの上位計画との整合を図りつつ、長期間の計画とする必要があり、東京都においても、長期計画等に基づいた需要予測を適宜行っていること、② 地下水は、地表の汚濁源からの汚染を受けた場合は、水質の回復に極めて長期間を要すること。
乙125	国土審議会水資源 開発分科会での説 明資料 (次期『利根川水系 及び荒川水系にお ける水資源開発基 本計画(案)』の骨 子)	写し	H19.12.13	国 土 交 通 省 土 地・ 水 資 源 局 水 資 源 部	現在国で改定中の「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」(フルプラン)においては、水供給の目標として、都市用水については近年の降雨状況による河川流況の変化等を考慮して、安定的な水利用(近年2/20の安定供給可能量)を可能とすることとされていること。

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立証趣旨	
乙126	利根川・荒川水系に係る水需要に関する打合せの説明資料(利根川・荒川FP施設実力調査に対する回答の考え方)	写し	H19.4.27	国土交通省 関東地方整備局	利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画(フルプラン)の全部変更に向けた説明会で国土交通省から示された資料によれば、近年の河川流況における利水安全度を1/10とした場合、都の水源の約8割を占める利根川・荒川水系について、利根川水系からの取水可能量は21.4%、荒川水系からの取水可能量は28.2%、それぞれ減少するという評価結果が示されていること。
乙127 の1	土木学会誌(vol.92 no.1 January2007)記事抜粋(【緊急報告】深刻化するオーストラリアの大渇水)	写し	H19.1.15	高崎哲郎	近年、オーストラリアにおいて発生した渇水による干ばつのために社会経済に多大な影響が出ており、近年の気候変化からして、大規模渇水時においても首都東京における水道の安定給水を確保することが重要であること。
乙127 の2	土木学会誌(vol.92 no.3 March 2007)記事抜粋(【緊急報告:続報】豪州政府、大干ばつ対策に本格的に乗り出す)	写し	H19.3.15	高崎哲郎	同上
乙127 の3	読売新聞縮刷版平成18年11月号「干上がる豪州」	写し	H18.12.25 (H18.11.25 新聞記事)	読売新聞社	同上
乙127 の4	読売新聞縮刷版平成19年1月号「下水 飲み水にリサイクル」	写し	H19.2.25 (H19.1.30 新聞記事)	読売新聞社	同上